

別表(第2条関係)

補助事業名	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
補助事業の目的	発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下、「疑い患者」という。）に対応できるよう、救急・周産期・小児医療を担う医療機関を対象に、院内感染を防止するための必要な設備の整備等を支援することにより、救急医療等の提供体制の確保を図る。
補助事業の対象となる者	救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う次の医療機関のうち、疑い患者を診療する医療機関として県に登録することについて同意した医療機関（以下、「登録医療機関」という。）。ただし、保険医療機関に限る。 ① 救命救急センターその他の三次救急医療機関 ② 二次救急医療機関 ③ 総合又は地域周産期母子医療センター ④ 地域周産期病院 ⑤ 小児中核病院 ⑥ 小児地域医療センター ⑦ その他の救急医療機関（精神科救急医療機関等）であって知事が特に認めるもの
補助事業の内容	登録医療機関が、疑い患者を受入れるために必要な次に掲げる設備等を整備するために要した費用を支援 ① 疑い患者受入れのために新設、増設する病床の設置に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品 ② 個人防護具（感染防護のための一定の規格を有するマスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） ③ 簡易陰圧装置 ④ 簡易ベッド ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品 ⑥ H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ⑦ H E P Aフィルター付きパーテーション ⑧ 消毒経費 ⑨ 疑い患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関のみ） ⑩ 疑い患者に使用する保育器（周産期医療又は小児医療を担う医療機関のみ）
補助対象となる経費	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	定額

補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p>
適用除外する条項	—
その他の事項	<p>第14条の規定にかかわらず、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者に対し精算額を交付するものについては補助金請求書を省略することができる。</p> <p>補助金の交付決定に関し、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として講じる緊急的・臨時的な事業であることから、令和3年4月1日以降に実施するものを対象とする。</p>

別表

対象設備等	上限額（基準額）
(1) 疑い患者受入れのために新設、増設する病床の設置に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品	1床当たり 133,000円
(2) 個人防護具（感染防護のための一定の規格を有するマスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	1人当たり 3,600円
(3) 簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円
(4) 簡易ベッド	1台当たり 51,400円
(5) 簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額
(6) H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円
(7) H E P Aフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000円
(8) 消毒経費	実費相当額
(9) 疑い患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関のみ）	1施設当たり 300,000円
(10) 疑い患者に使用する保育器（周産期医療又は小児医療を担う医療機関のみ）	1台当たり 1,500,000円

別に定める事項

関係事項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書 (別紙 1 - 1) 補助金所要額調 (別紙 1 - 2)
	(指定期日) 別に通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額の変更以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) _____
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別に通知する日
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書 (別紙 2 - 1) 補助金精算額調 (別紙 2 - 2)
	(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項	(処分制限期間) 2008 年(平成 20 年)厚生労働省告示第 384 号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に準じる。